

議案第253号

指定管理者の指定について

岩槻文化公園等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市岩槻区大字村国229番ほか	岩槻文化公園
さいたま市岩槻区太田3丁目1番2ほか	岩槻城址公園
さいたま市岩槻区大字長宮825番5ほか	川通公園
さいたま市岩槻区諏訪4丁目4番	岩槻諏訪公園
岩槻区内	その他岩槻区無料公園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市南区别所4丁目12番10号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市公園緑地協会
- (3) 代表者 理事長 渡邊 誠吾

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで